

就学援助制度について

かつらぎ町教育委員会

かつらぎ町では、経済的な理由により、お子さんを小学校・中学校へ就学させるのにお困りの方に対して、学用品費や給食費など学校での学習に必要な費用を援助する制度があります。

【就学援助要件】

次のいずれかに該当する方で、援助が必要であると教育委員会が認めた方が対象となります。

1. 生活保護の停止又は廃止
2. 児童扶養手当の支給
3. 市町村民税の非課税、減免
4. 固定資産税の減免
5. 国民年金掛金の減免
6. 国民健康保険税の徴収猶予又は減免

上記以外で次のいずれかに該当される方(ただし、所得基準あり。)

1. 職業安定所に登録し、日雇労働をしている方
2. 保護者の職業が不安定で、生活に困っている方
3. PTA会費、学級費等の学校納付金の納付状態が悪い方、又は学用品等に不自由している方等で、保護者の生活状態が極めて悪い方
4. 経済的理由による欠席日数が多い方

【認定の所得基準について】

例として、「給与所得者」(サラリーマン等の勤め人)で、父・母・子ども2名(小学生・中学生各1名)の場合では、給与収入が約400万円以内ならば、制度の対象となる可能性があります。ただし、控除額(社会保険料控除等)や扶養家族等、収入だけで一概に判定はできませんので、対象になると思われる方で援助を希望される方は、申請してください。

【就学援助申請】

援助を希望される方は、学校から就学援助費申出書・同意書を受け取り、必要事項を記入し、学校長を経由して、教育委員会に提出するものとします。

～ 手順 ～

- (ア) 学校から要保護及び準要保護児童生徒に係る就学援助費申出書・同意書を受け取り、必要事項を記入
- (イ) 市町村民税の課税状況調査のため、必ず同意書に署名・押印
- (ウ) 学校長に提出

※年度の途中で新たに援助が必要となった方及び転入児童生徒についての申請は、随時申請してください。

【就学援助対象費用】

対 象 費 用	定 義
新入学用品費	小・中学校に入学する児童・生徒が、通常必要とする学用品及び通学用品の購入費(小・中学校新1年生のみ対象)。当初認定を原則とします。
学用品費	児童・生徒が通常必要とする学用品の購入費
通学用品費	第2学年以上の学年に在籍する児童・生徒が通常必要とする通学用品の購入費
校外活動費(宿泊を伴わないもの)	児童又は生徒が校外活動(学校外に教育の場を求めて行われる学校行事としての活動(修学旅行を除く。)をいう。)のうち、宿泊を伴わないものに参加するため直接必要な交通費及び見学料
校外活動費(宿泊を伴うもの)	児童又は生徒が校外活動のうち、宿泊を伴うものに参加するために直接必要な交通費及び見学料。(学校行事として実施されるものであり、学年を通じて原則1回を限度とします。)
修学旅行費	児童又は生徒が修学旅行に要する経費のうち、修学旅行に直接必要な交通費、宿泊費及び見学料並びに修学旅行に必要な経費として均一に負担すべきこととなる経費
通 学 費	児童又は生徒が通学に利用する公共交通機関の旅客運賃。ただし、児童にあっては片道の通学距離が4km以上、生徒にあっては片道の通学距離が6km以上の者に限ります。
学校給食費	学校給食に要する費用で保護者が負担する額
クラブ活動費	小学校又は中学校のクラブ活動の実施に必要な用具等で、当該活動を行う児童又は生徒全員が個々に用意することとされているものについて、当該用具等の購入費及び当該活動を行う児童又は生徒全員が一律に負担すべきこととなる経費
児童・生徒会費	児童会費又は生徒会費として保護者が一律に負担すべきこととなる経費
PTA会費	小学校又は中学校において、学校・学級・地域等を単位とするPTA活動に要する費用として保護者が一律に負担すべきこととなる経費
卒業アルバム代等	小・中学校を卒業する児童又は生徒に対して、通常作成する卒業アルバム及び卒業記念写真又はそれらの購入費

【就学援助申請の認定】

就学援助の認定については、保護者からの申請に基づき、教育委員会が申請書類の審査、所得調査を行い認定の可否を決定し、その結果、学校長を経由して保護者に通知するものとします。

問い合わせ先 かつらぎ町教育委員会教育総務課
電話 0736-22-0303